

入札参加業者 各位

大木町長 石川 潤一

### 大木町発注工事からの暴力団関係事業者の排除について

大木町は、平成 22 年 4 月から施行された大木町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう暴力団関係事業者（工事請負契約書第 47 条の 3 第 1 項各号に該当する者。以下同じ。）について、入札、契約からの排除を徹底しているところです。

この度、町発注工事から暴力団関係事業者の排除をより徹底するため、排除対象を全ての下請業者に拡大し、平成 23 年 9 月 1 日以降の契約分から、下記のとおり取り扱うこととしましたので、本町との契約締結に当たっては御留意願います。

### 記

#### 1 暴力団と関係のある下請負人の使用禁止

工事請負契約書を改正し、暴力団関係事業者を下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人を含む。以下同じ。）としてはならないこととします。

また、暴力団関係事業者を下請負人としていた場合、町は元請け業者に対し、当該下請契約の解除を求めることができることとします。

なお、元請業者が正当な理由がなく町からの当該下請契約解除の求めに従わなかったときは、町は元請業者との契約を解除することができることとします。

さらに、暴力団関係事業者を下請負人としたことによる契約違反の措置として、指名停止（公表）、警告、注意等を行います。

#### 2 「誓約書」の提出

工事請負契約書に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、認識したうえで、了解したことを誓約する旨の「誓約書」の提出を契約締結の条件とするので、入札に際しては、別紙「誓約書」を熟読の上、入札に臨んでください。

#### 3 「下請施工体系図」の提出

請負金額に関係なく全ての町発注工事について、別に指示する「下請施工体系図」の提出を義務付けます。